

加入月別 保険料

給付基礎日額	4月加入	5月加入	6月加入	7月加入	8月加入	9月加入	10月加入	11月加入	12月加入	1月加入	2月加入	3月加入	休業補償給付(1日の額)
3,000	24,263	22,249	20,216	18,202	16,169	14,155	12,122	10,108	8,075	6,061	4,028	2,014	2,800円
4,000	27,740	25,422	23,104	20,805	18,487	16,169	13,870	11,552	9,234	6,935	4,617	2,299	3,200円
5,000	34,675	31,768	28,880	25,992	23,104	20,216	17,328	14,440	11,552	8,664	5,776	2,888	4,000円
6,000	41,610	38,133	34,675	31,198	27,740	24,263	20,805	17,328	13,870	10,393	6,935	3,458	4,800円
7,000	48,545	44,498	40,451	36,404	32,357	28,310	24,263	20,216	16,169	12,122	8,075	4,028	5,600円
8,000	55,480	50,844	46,227	41,610	36,974	32,357	27,740	23,104	18,487	13,870	9,234	4,617	6,400円
9,000	62,415	57,209	52,003	46,797	41,610	36,404	31,198	25,992	20,805	15,599	10,393	5,187	7,200円
10,000	69,350	63,555	57,779	52,003	46,227	40,451	34,675	28,880	23,104	17,328	11,552	5,776	8,000円
12,000	83,220	76,285	69,350	62,415	55,480	48,545	41,610	34,675	27,740	20,805	13,870	6,935	9,600円
14,000	97,090	88,996	80,902	72,808	64,714	56,620	48,545	40,451	32,357	24,263	16,169	8,075	11,200円
16,000	110,960	101,707	92,454	83,220	73,967	64,714	55,480	46,227	36,974	27,740	18,487	9,234	12,800円
18,000	124,830	114,418	104,025	93,613	83,220	72,808	62,415	52,003	41,610	31,198	20,805	10,393	14,400円
20,000	138,700	127,129	115,577	104,025	92,454	80,902	69,350	57,779	46,227	34,675	23,104	11,552	16,000円
22,000	152,570	139,840	127,129	114,418	101,707	88,996	76,285	63,555	50,844	38,133	25,422	12,711	17,600円
24,000	166,440	152,570	138,700	124,830	110,960	97,090	83,220	69,350	55,480	41,610	27,740	13,870	19,200円
25,000	173,375	158,916	144,476	130,017	115,577	101,118	86,678	72,238	57,779	43,339	28,880	14,440	20,000円

※保険給付の対象となる災害は、加入対象に於いて次の業務を行っていた場合(業務遂行性)に限られています。  
また、災害がその業務によって生じたものであるかどうか(業務起因性)の判断は労働者の場合に準じています。

- ・請負契約に直接必要な行為を行う場合
- ・請負工事現場における作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ・請負契約に基づくものであることが明らかなる作業を自家内作業場において行う場合
- ・請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ・台風や火災などの突発事故等による予定外の緊急出勤の途上

- ・通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます
- ・労災による治療費は、給付基礎日額に関わらず全て無料となります。
- ・休業補償は、労務不能4日目から支給されます。

※入会金・月額会費について

1. 新規一人親方組合に加入される場合は、入会金として10,000円が別途かかります。※継続の場合はかかりません。
2. 月額会費として保険料とは別途ひと月1,000円がかかります。

例 新規組合加入した場合(4月より加入の場合)

給付基礎日額	3,500円
特別加入保険料	24,263円
入会金	10,000円
月額会費	1,000円 × 12 = 12,000円
初年度年間費用	48,263円
次年度以降	38,263円

特別加入申請書 兼 入会申込書 (記載例)

(一人親方)

平成 年 月 日

担当 社会保険労務士  
規格印

氏名	青山 広樹
生年月日	昭和・平成 59 年 5 月 11 日
住所	〒 152-0034 東京都目黒区緑ヶ丘 1-20-11
(電話番号)	03( 3717 )8635
業務又は作業の内容 (具体的に)	建築
給付基礎日額	10.000
法第7条3号に掲げる者との関係	本人
特別業務従事の様況	従事した期間
粉じん作業	自 年 月～ 至 年 月
身体に振動を 与える業務	自 年 月～ 至 年 月
鉛業務	自 年 月～ 至 年 月
有機溶剤	自 年 月～ 至 年 月

私は、平成 26 年 4 月より貴会に入会を申し込みます。

なお、入会金・会費及び保険料は指定された納付期限までに必ず納付することを誓約します。

納付期限までに納付しなかった場合、特別加入の承認を取り消されても異議を申し立てません。

中小企業労務促進会 一人親方の会  
会 長 青山 高幸 殿

特別加入申請書 兼 入会申込書

(一人親方)

平成 年 月 日

担当 社会保険労務士  
規格印

氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
住 所	〒
(電話番号)	( )
業務又は作業の内容 (具体的に)	
給付基礎日額	
法第7条3号に 掲げる者との関係	本 人
特別業務従事の状況	従事した期間
粉じん作業	自 年 月～ 至 年 月
身体に振動を 与える業務	自 年 月～ 至 年 月
鉛 業 務	自 年 月～ 至 年 月
有 機 溶 剤	自 年 月～ 至 年 月

私は、平成 年 月より貴会に入会を申し込みます。

なお、入会金・会費及び保険料は指定された納付期限までに必ず納付することを誓約します。

納付期限までに納付しなかった場合、特別加入の承認を取り消されても異議を申し立てません。

中小企業労務促進会 一人親方の会  
会 長 青山 高幸 殿